

大阪市告示第1573号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、大阪市国民健康保険料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年11月15日

大阪市長 横山英幸

1 委託を受けた者の名称

SocioFuture株式会社 代表取締役執行役員 菅原 彰彦

2 住所又は事務所の所在地

東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア7階

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

大阪市国民健康保険料

4 指定をした日

令和6年9月12日

5 委託をした日

令和6年11月1日

（福祉局生活福祉部保険年金課）